外国大使等に対する

宿泊税課税免除施設承認申請について

　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととします。

【**宿泊税課税免除対象施設としての承認申請手続き**】

　外国大使等に対する宿泊税課税免除施設として承認を受けるためには、「**宿泊税課税免除施設承認申請書（通達様式第15号）**」を承認を受けようとする施設ごとに作成し申請してください。

※この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税免税店舗として国税庁長官の指定（申請中を含む）を受けている施設のみです。

○　課税免除の取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」に準ずるものとします。

○　課税免除の対象となる者は、外務省大臣官房儀典総括官から証明書となる「免税カード」の交付を受けた方です。

○　課税免除の手続きについては、外国大使等より宿泊に際し消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けてください。

なお、宿泊に係る消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

【宿泊税が免除される外国大使等】

|  |  |
| --- | --- |
| 大使館等 | 大使館、公使館、総領事館、領事館（名誉(総)領事館を除く）及び外国政府等代表部並びにこれらに類する外国政府等の機関で日本国政府が認める機関 |
| 大使等 | 1. 大使、公使、代理公使、臨時代理大(公)使及び大(公)使館員（参事官、書記官、外交官補、陸海空軍駐在官及びその他の外交職員並びに事務技術職員）   ②総領事、領事等の領事官（名誉領事官を除く）及び(総)領事館の事務技術職員  ③外国政府等代表部員  ④大使館、公使館又は領事館に準ずるものとして日本国政府が認める外国政府等の機関の職員  ⑤上記①から④の家族 |

申請書の提出・問い合わせ先

**なにわ北府税事務所 宿泊諸税課 宿泊税担当**

**〒530－8502　大阪市北区西天満３丁目５番２４号**

**ＴＥＬ　０６－６３６２－８６１１**

**ＦＡＸ　０６－６３６２－８６４５**